2020 年 4 月 21 日

定期券の払戻の計算方法

長電バス株式会社

バスの定期券を期間途中で払い戻す場合、それまでの経過日数は、通常運賃で毎日 1 往復したとみなした上で、その差額をお返しします。払戻手数料も差し引かせていただきます。そのため、払戻日によっては、返金する金額が残らない場合もありますので、ご承知おきください。
また、屋代須坂線や電車バス乗継定期券（電車区間）は、鉄道運賃での計算となります。この場合、1 日でも使用すると 1 カ月分の定期券運賃を頂く計算となります。

１．普通のバス定期券

払戻額の計算式

定期券の販売額－〔普通片道運賃×2 回×経過日数〕－払戻手数料（520 円）

（例 1）長野駅～平林（300 円）間で、4 月 1 日に通用開始の通勤 1 カ月定期券を、4 月 10 日に払い戻す場合

12,000 円　－　〔300 円　×　2　×　10 日〕　－　520 円　＝　5,480 円

（例 2）長野駅～平林（300 円）間で、4 月 1 日に通用開始の通勤 3 カ月定期券を、5 月 10 日に払い戻す場合

34,500 円　－　〔300 円　×　2　×　40 日〕　－　520 円　＝　9,980 円

※通勤定期券（1 カ月）は、片道運賃×40 回分の金額ですので、経過日数が概ね 20 日を超えると、払戻金額が 0 になります。
※通学定期券（1 カ月）は、片道運賃×30 回分の金額ですので、経過日数が概ね 15 日を超えると、払戻金額が 0 になります。

２．屋代須坂線定期券（鉄道運賃を適用）

払戻額の計算式

定期券の販売額－〔1 カ月定期券運賃×経過月数※〕－払戻手数料（520 円）

※経過月数は 1 カ月未満の場合、1 カ月と計算します。

（例 1）屋代駅～松代高校間で、4 月 1 日に通用開始の通学 1 カ月定期券を、4 月 10 日に払い戻す場合

9,260 円　－　〔9,260 円　×　1 カ月〕　－　520 円　＝　0 円

（例 2）屋代駅～松代高校間で、4 月 1 日に通用開始の通学 3 カ月定期券を、5 月 10 日に払い戻す場合

26,400 円　－　〔9,260 円　×　2 カ月〕　－　520 円　＝　7,360 円

※鉄道の定期券は、1 カ月未満の経過日数を 1 カ月と計算しますので、ご注意ください。（上記の例 2 の場合、4 月 30 日に払い戻す場合は経過月数 1 カ月ですが、5 月 1 日に払い戻す場合は経過月数 2 カ月と計算します）

３．電車バス乗継定期券（バスと鉄道の混合）

電車部分は鉄道定期券、バス部分はバス定期券の計算式を適用します。

（例 1）信州中野駅～須坂駅～荒井原間で、4 月 1 日に通用開始の通学 3 カ月定期券を、5 月 5 日に払い戻す場合

【電車】33,660 円　－　〔12,430 円　×　2 カ月〕　＝　8,800 円

【バス】35,530 円　－　〔440 円　×　2 回　×　35 日〕　＝　4,730 円

【電車＋バス】8,800 円＋4,730 円－520 円（払戻手数料）＝13,010 円

４．年間定期券

年間定期券は、払戻できません。